

桜井警察署における拾得物件引取期間の誤教示事故に係る 損害賠償金の支出に係る住民監査請求の結果について

1 請求事案の概要

(1) 請求書の提出日 令和4年9月7日

(2) 請求の趣旨

桜井警察署が、拾得物件引取期間を誤教示した事故により支出した賠償金20,000円は国家賠償法の要件を満たしておらず違法な支出である。

違法な支出の責任者である知事に対して、当該賠償金を返還するよう措置を求める。

2 監査の結果

(1) 監査結果の通知日 令和4年11月4日

(2) 監査結果

本件住民監査請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

(3) 棄却理由の概要

- ・ 本件相手方（拾得者）に、法律上の権利及び義務を確認しなかったという重大な過失が認められるため本件支出は違法である旨の請求人の主張は理由がない。
- ・ 桜井警察署長は、相手方から、本件賠償金を請求する旨の意思表示を書面で受けていたことが認められる。
- ・ 桜井警察署の職員が、職務上の義務に違反した行為をし、その結果、拾得者に損害を与え、過失も認められることから、国家賠償法第1条第1項に基づく賠償責任があると判断する。

以上のとおり、本件賠償金の支出は違法とは認められないため、知事が県に対して当該支出金を返還する理由はないと判断する。